

総行行第165号
国地契第42号
国総入企第20号
平成20年12月9日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省総合政策局建設業課長

競争参加資格及び指名停止の適切な運用について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）においては、「競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図る」ために行うものとされています。この観点から、従来から、多くの発注者においては、会社更生及び民事再生の申請を行った者について、更生手続開始決定等により経営改善の目途が立つまでの間、競争参加資格の対象から除外しているところです。しかし、この場合にもこれらの企業を下請等に参加させるか否かは発注者が制限すべきものではなく、元請の責任において判断する事項です。

また、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「指名停止モデル」という。）においては、事故等並びに贈賄及び不正行為等の責任を有する企業を指名停止の対象とするとともに、

当該指名停止に係る所属担当者の契約に係る工事の全部又は一部の下請等も禁止しているところですが、指名停止については、企業の不正又は不誠実な行為にかんがみ、契約の相手方として不適当であるため制限を加えているものであり、会社更生や民事再生により再建を図ろうとする企業を排除するためのものではありません。

一部の発注者における運用においては、会社更生や民事再生の申請を行ったことをもって下請等への参加を制限し、または不正又は不誠実な行為と同列に扱うケースが見られますが、このような運用は、適正化指針及び指名停止モデルの趣旨に沿わないものであることから、会社更生及び民事再生の申請を行ったことをもって下請等への参加の禁止や指名停止を行うことのないようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。